

ID: 3026

担当部署: 農政課

<b>処分の概要</b>	公用又は公共の用に供している承認(道路法第8条第1項に規定する市町村道の用に供する国有財産又は河川法第100条第1項に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。)		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地改良法施行規則 第69条第4号		
<b>法令番号</b>	昭和24年農林省令第75号		
<b>【基準】</b>	<p>省令第69条の規定による。 (農業協同組合等の行う土地改良事業)</p> <p>第69条 法第95条第1項の認可の申請をするには、その申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 規約(法第3条に規定する資格を有する者が1人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下同じ。)</p> <p>(2) 当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面</p> <p>(3) 法第95条第2項の議決があつたことを証する書面、同項の規定により公告した事項を記載した書面、同項の同意があつたことを証する書面及び同条第3項において準用する法第5条第3項の協議における意見をすべて記載した書面</p> <p>(4) 当該土地改良事業の施行によりその地域に編入すべき土地で国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供しているものがあるときは、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認のあつたことを証する書面</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日